

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 委 託 名 下水道終末処理場維持管理業務委託(その2) | | | | | |
| 委 託 場 所 岐阜市祈年町4丁目1番地 | | | | | |
| 委 託 期 間 396 日間 | | | | | |
| 着 手 年 月 日 令和 4年 7月 1日 | | | | | |
| 完 了 年 月 日 令和 5年 7月 31日 | | | | | |
| 担 当 部 課 名 上下水道事業部 施設課 中部プラント | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 委託概要 | | | | | |
| 下水道終末処理場維持管理業務委託(その2) | 1 | 式 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 名 称 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| 業 務 価 格 | | | | | |
| | | | | | |
| 消 費 税 等 相 当 額 | | | | | |
| | | | | | |
| 業 務 委 託 費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 名 称 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 委託費集計表 | | | | | |
| 業務委託費 | | | | | |
| 直接業務費 | 1 | 式 | | | 内訳書 |
| 直接経費 | 1 | 式 | | | |
| 技術経費 | 1 | 式 | | | |
| 間接業務費 | 1 | 式 | | | |
| 業務原価計 | | | | | |
| 諸経費 | 1 | 式 | | | |
| 業務価格計 | | | | | |
| 消費税等相当額 | 1 | 式 | | | |

| 名 称 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 業 務 委 託 費 計 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

| 名 称 | 数 量 | 单 位 | 单 価 | 金 額 | 摘 要 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 委託費内訳書 | | | | | |
| 直接業務費 | | | | | |
| 業務総括責任者 | | 人 | | | |
| 業務総括責任者 (連続業務) | | 人 | | | |
| 副総括 | | 人 | | | |
| 副総括 (連続業務) | | 人 | | | |
| 主任 | | 人 | | | |
| 主任 (連続業務) | | 人 | | | |
| 技術員 | | 人 | | | |
| 技術員 (連続業務) | | 人 | | | |

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 技 能 員 | | 人 | | | |
| 技 能 員 (連続業務) | | 人 | | | |
| そ の 他 | | | | | |
| そ の 他 (連続業務) | | | | | |
| 直 接 業 務 費 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

下水道終末処理場維持管理業務委託（その2）

仕様書

岐阜市上下水道事業部

目 次

第1章 総 則

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (適用範囲)
- 第 3 条 (対象施設及び業務実施期間等)
- 第 4 条 (業務の履行)
- 第 5 条 (業務の範囲及び内容)

第2章 業務実施体制

- 第 6 条 (業務日・時間及び業務人員標準構成)
- 第 7 条 (業務従事者)
- 第 8 条 (責任者等の選任)
- 第 9 条 (責任者等の職務)
- 第 10 条 (有資格者等の配置)
- 第 11 条 (労務管理)
- 第 12 条 (教育・訓練等)
- 第 13 条 (信用失墜行為の禁止)
- 第 14 条 (守秘義務)
- 第 15 条 (個人情報保護)

第3章 業務要領

- 第 16 条 (業務計画等)
- 第 17 条 (維持管理操作等)
- 第 18 条 (保守点検)
- 第 19 条 (応急処置)
- 第 20 条 (報告書等)
- 第 21 条 (緊急時の対応)
- 第 22 条 (提出書類)
- 第 23 条 (書類等の整備)
- 第 24 条 (業務従事者の服務)
- 第 25 条 (施設整備及び環境測定等への協力)
- 第 26 条 (業務の引継ぎ及び報告)

第4章 管理・費用の範囲

- 第 27 条 (施設・設備等貸与物件)
- 第 28 条 (支給貸与物品等)
- 第 29 条 (受注者の費用負担)

第5章 その他

第30条 (保険)

第31条 (契約期間終了時の取扱い)

第32条 (関係法令の遵守)

第33条 (検査の実施)

第34条 (業務遂行停止等に係る賠償)

第35条 (支払方法)

第36条 (協議)

第37条 (添付資料等)

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、岐阜市上下水道事業部（以下「上下水道事業部」という。）が設置した岐阜市公共下水道終末処理場の中部プラントにおける夜間及び休日の維持管理等を実施し、施設機能を適正に管理し放流水質を良好に保つとともに、清潔な環境を保持することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、下水道終末処理場維持管理業務委託（その2）について定めるものであり、明記なき事項であっても、施設を適正に維持し、下記の設備を良好に運転するために必要な事項については、受注者は、発注者と協議して必要な措置を講ずること。

(対象施設及び業務実施期間等)

第3条 委託業務（1条記載の目的を遂行するために実施する業務。以下「業務」という。）の対象施設及び業務実施期間等は、次のとおりとする。

(1) 対象施設の名称、所在地

岐阜市中部プラント 岐阜市祈年町4丁目1番地

(2) 業務実施期間等は次のとおりとする。

契約期間 契約締結日から令和5年7月31日まで

業務期間 令和4年7月1日から令和5年7月31日まで

(業務の履行)

第4条 受注者は、業務の公共的使命及び社会的重要性を十分に認識して、施設の維持管理を円滑に行うとともに、施設の機能を十分発揮できるよう契約書、本仕様書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

2 受注者は、業務の実施において、発注者が定める「環境アクションプランぎふ」及び「岐阜市上下水道事業部（本庁舎）エネルギー管理要領」の取り組みを遵守し、環境保全及び環境負荷の低減に努めること。

3 大規模な地震等災害が発生した場合は、市職員の指示に基づいて業務を履行すること。

(業務の範囲及び内容)

第5条 維持管理業務の範囲及び内容は、別紙1のとおりとする。

第 2 章 業務実施体制

(業務日・時間及び業務人員標準構成)

第 6 条 業務に従事する日・時間は、別紙 2 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 21 条に定める緊急時の対応、その他必要がある場合は、受注者は発注者の指示に従って業務を行わなければならない。

(業務従事者)

第 7 条 下水道終末処理場維持管理業務（その 2）に従事する者（以下「業務従事者」という。）

は、業務総括責任者、副総括及び主任（以下「責任者等」という。）と技術員、技能員、その他で構成する。

2 業務総括責任者は、業務全体の責任者で、下水道処理施設管理技士有資格者、または下水道法施行令で定める有資格者、若しくは同等の能力を有し、総括の職務にあたり管理能力が有るもの。業務総括責任者は契約約款第 6 条の業務主任者を意味するものである。

3 副総括は、業務総括責任者を補佐及び代行ができ、管理及び高度な技術を有し、かつ各業務の責任者としての的確な判断ができる者。

4 主任は、各業務の責任者で、高度な技術を有し、業務の専門職として主体的業務を行える者。

5 技術員は、基礎的な技術を有し、保守点検業務、運転監視等の業務を遂行できる者。

6 技能員は、運転操作等の作業について必要とされる技能を伴った補助業務が行える者。

7 その他は、事務補助及び清掃等の簡易な作業を行う者。

8 業務総括責任者及び副総括は、主任を兼任してはならない。

(責任者等の選任)

第 8 条 受注者は、業者選定に係る事前審査に業務従事者の中から責任者等を選任し、その氏名・住所・経歴・資格（証書等の写しを添付）等を記載した選任届出書を提出すること。また、同届出書に記載された者が、受注者に直接常時雇用されている旨を証明する書類の写しを添付すること。なお、責任者等の予備員の選任を認めるが、契約に際し、必ず事前審査に届け出た者が業務従事者として業務に従事すること。

2 契約期間中に、受注者の都合による業務総括責任者及び副総括の変更は、病気その他の事由により長期にわたり職務の遂行が困難な場合を除き認めないものとする。

(責任者等の職務)

第 9 条 責任者等は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 業務総括責任者は、業務上問題が生じた場合は、適切に助言・指示を行うこと。

(2) 業務総括責任者又は副総括は、主任、技術員、技能員に対する指揮監督及び一切の事務を処理すること。

(3) 主任は、業務総括責任者及び副総括を補佐し、技術員及び技能員を指揮監督し、各業務を遂行すること。また、業務総括責任者及び副総括が不在時には職務を代行すること。

- (4) 業務の履行に当たっては、発注者と適宜協議を行うなどして、十分な連携を図ること。
- (5) 契約書、本仕様書、その他関係書類により、委託業務の内容を十分に理解し、施設及び設備の状況を把握し、効率的かつ経済的な維持管理を行うこと。
- (6) 業務マニュアルの作成・補完を行うこと。
- (7) 業務現場の安全衛生の確保及び事故・火災等の防止に努めること。

(有資格者等の配置)

第10条 受注者は、次に掲げる資格等を有するものを配置し、必要な作業主任者及び取扱責任者を選任しなければならない。なお、配置に当たっては、その有資格者を確保し、契約の終了まで保持すること。

① 資格

- (1) 下水道法施行令第15条の3記載の資格を有する者

② 技能講習

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者

③ 特別教育

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育修了者

④ 安全衛生教育

業務を行う上で下記の工具を使用する場合は安全衛生教育修了者を配置すること。

- (1) 振動工具取扱作業安全衛生教育修了者

⑤ その他

- (1) その他業務の履行上必要のある法定資格等

2 前項各号に掲げる資格等については、必要に応じて複数の有資格者を配置すること。

(労務管理)

第11条 受注者は、業務従事者の労務管理及び人事管理上の一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関連法規を遵守すること。

3 受注者は、発注者が必要と認めるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 労災保険、雇用保険の成立証明書
- (2) 受注者の就業規則

4 受注者は、業務従事者の変更が必要なときは、速やかに新たな業務従事者の選任届等に有資格者証の写しを添えて発注者に提出し承諾を受けること。

また、業務従事者が交替するときは、十分な引継ぎ期間を持って交替すること。

5 受注者は、業務従事者の退職、休職、欠勤、異動、争議行為等によって、業務の履行に支障が生じないようにしなければならない。

(教育・訓練等)

第 12 条 受注者は、施設の適正な管理と良好な運転を維持するため、業務従事者に必要な教育・指導・訓練等を行い、また、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、業務従事者に適正な指導・教育を行うこと。

2 受注者は、契約日から業務開始日までの準備期間中に発注者と協議のうえ維持管理教育計画書を作成し、維持管理知識及び技術の習得のための教育を行うこと。施設の運転（起動及び停止を含む）、設備故障時の対応、日常点検時の知識・技能を、受注者の責任において業務従事者が修得できるようにすること。

3 受注者は、業務従事者の退職・休職・欠勤・異動等が発生した場合においても、適正に業務遂行ができるように教育・訓練を行うこと。

(信用失墜行為の禁止)

第 13 条 受注者及び業務従事者は、契約が終了するまでの間、当該業務の信用を傷つけ、又は発注者及び施設の不名誉となる行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 14 条 受注者及び業務従事者は、発注者の許可を得ることなく、業務の遂行上知り得た秘密を公表又は第三者に漏らしてはならない。本契約の終了後及び業務従事者が退職した後においても同様とする。

(個人情報保護)

第 15 条 受注者は、岐阜市個人情報保護条例施行規則（平成 16 年岐阜市規則第 10 号 平成 29 年度施行）に基づき遵守すること。

第 3 章 業務要領

(業務計画等)

第 16 条 受注者は、契約締結後必要に応じ、施設及び設備の現地調査を実施し、本仕様書に定める業務計画書・作業計画書及び同計画書の実施に係る維持管理操作等の手順・方法を定めた業務マニュアル等を作成し、発注者の確認を得ること。ただし、発注者が業務計画書・作業計画書及び業務マニュアル等を変更する必要があると指示したときは、直ちにその内容を変更しなければならない。

2 受注者は、業務計画書等に従って委託業務を履行すること。ただし、設備の状況等に応じて変更する必要がある場合は、発注者の確認を得なければならない。

3 発注者は、受注者が業務計画書等の作成にあたって、必要な書類等を開示又は貸与する。

(維持管理操作等)

第17条 受注者は、施設の維持管理に当たっては業務計画書のほか、発注者が貸与するマニュアル、機器取扱説明書及び操作説明書に基づいて、適正に維持管理業務を履行しなければならない。

- 2 中央監視室には必ず1名は常駐し、目視等による監視を行うこと。
- 3 受注者は、委託業務時間中の運転状況等について、発注者に報告しなければならない。
- 4 発注者の実施する工事等に伴い、維持管理業務に係る機器運転操作方法の変更が必要な場合、受注者は発注者と協議して変更すること。

(保守点検)

第18条 受注者は、常に施設の維持管理に注意を払い、保守点検作業は仕様書に基づいて実施し、その内容を発注者に報告すること。

- 2 受注者は、予備の機材、部品等の整理・整頓に心掛け、適正に保管・管理を行うこと。なお、貸与された用具類、工具類及び機器等を紛失破損した場合、受注者が責任を持って補充補修しなければならない。

(応急処置)

第19条 受注者は、施設及び設備の故障及び異常又は不具合箇所を発見した場合、応急措置（業務が継続できる最小限の措置）を行い、その内容を発注者に報告すること。

ただし、事故に繋がるおそれのある故障等を見つけた場合、直ちに発注者に連絡し、指示を受けなければならない。

(報告書等)

第20条 受注者は、業務日誌、日常点検表等を別紙記載の様式で作成し、指定された期日までに発注者に提出すること。

- 2 様式が設備更新等により不適合となった場合、発注者が適合するよう修正する。

(緊急時の対応)

第21条 受注者は、地震・台風等の災害及び火災・爆発等の発生（以下「緊急事態の発生」という）又はその予兆がある場合、予め定めた緊急連絡体制表に基づいて、直ちに業務従事者を配備し適正な措置を講じるとともに、速やかに発注者に報告すること。

- 2 受注者は、緊急事態の発生のため、施設の運転停止作業の必要が生じたときは、原則として発注者に連絡し、許可を得た後に作業を行うこと。
- 3 受注者は、施設の火災報知機等の警報が作動した場合は、直ちに警報発生箇所を確認すること。火災を見つけた場合は、初期消火活動にあたるとともに、直ちに消防署及び発注者に連絡すること。
- 4 受注者は、緊急事態の発生において実施した内容について、発注者に書面で報告すること。
- 5 新型インフルエンザ、感染症等、流行時における業務履行に関する対応計画を作成すること。

(提出書類)

第 22 条 受注者は、契約締結後発注者と協議し、次の書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 業務総括責任者選任届及び経歴書
- (3) 副総括選任届及び経歴書
- (4) 主任選任届及び経歴書
- (5) 業務委託計画書
 - ア 業務管理計画書
 - イ 従業員名簿（役職、担当、氏名、生年月日、住所、電話番号等を記入）
 - ウ 資格等証明一覧（本仕様書に定める資格の取得を証明する書類等の写しを添付）
 - エ 作業計画書
 - オ 現場管理組織表
 - カ 安全管理組織表
 - キ 安全衛生管理計画書
 - ク 緊急連絡体制表
- (6) 事務室等使用願
- (7) 火元責任者届
- (8) 勤務計画表（毎月）
- (9) 作業計画書（毎月）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、発注者が指示する書類

2 受注者は、前項に掲げた提出書類の記載事項を変更しようとするときは、発注者に変更届出書等を提出すること。

(書類等の整備)

第 23 条 受注者は、次の号に掲げる書類を現場事務所又は中央監視室に常備しておくこと。

- (1) 契約書の写し
- (2) 本仕様書
- (3) 業務管理計画書
- (4) 作業計画書
- (5) 業務マニュアル
- (6) 維持管理教育計画書
- (7) 第 19 条に定める報告の写し
- (8) 第 20 条に定める業務日誌、日常点検表等の写し
- (9) 安全衛生管理組織図
- (10) 緊急時連絡体制表
- (11) その他必要な書類

(業務従事者の服務)

第 24 条 受注者は、業務従事者に安全かつ清潔な統一した服装を着用させ、名札等により業務従事者であることを明らかにすること。また、業務従事者には、作業上義務付けられた安全保護具、ヘルメット、防塵メガネ、防塵マスク、作業服、作業靴(長靴・安全靴)等を使用、又は着用させなければならない。

2 業務従事者は、来所者や電話の応対等を丁寧に行うこと。

(施設整備及び環境測定等への協力)

第 25 条 受注者は、施設の適切な運営及び周辺環境への影響を確認するため、発注者が実施する測定に際し協力すること。

2 発注者が施設及び備え付けられた器具・装置等設備の補修、保全等の業務を実施するために、別途各種工事及び保守点検を施行する場合は、市職員の指示のもとに主要な操作を行うこと。

(業務の引継ぎ及び報告)

第 26 条 委託業務開始時と終了時に、受注者と発注者による業務引継ぎを行う。また、発注者が休日の場合は、受注者間で業務の引継ぎを行う。

2 業務引継ぎでは、口頭による連絡以外に、業務日誌、日常点検表、応急処置報告書、上水道施設警報連絡表等に必要事項を記入して報告すること。

3 受注者等は、業務引継ぎに出席すること。受注者等の中で業務引継ぎに欠席者がいた場合は、引継ぎ内容を確実に欠席者に伝達すること。

第 4 章 管理・費用の範囲

(施設・設備等貸与物件)

第 27 条 発注者は、契約期間中、維持管理業務に必要な施設(中央監視室、トイレ等)及び貸与した施設に設置してある設備の無償使用を認める。ただし、業務従事者が通勤のために使用する駐車場等は、受注者で用意すること。

2 受注者は、貸与物件のリストを作成し、発注者に提出し承諾を得ること。

3 発注者は、貸与物件の使用状況について、必要に応じて受注者に報告を求められることができる。施設の施錠及び開錠は受注者が行い、鍵は発注者と受注者が互いに保管する。

4 受注者は、貸与施設・設備等を整理整頓し清潔な状態で適正に管理し、効率的かつ経済的な使用に努めなければならない。

5 受注者は、貸与施設・設備等を故意又は過失により破損、汚損等又は不適切な使用があった場合、受注者の責任において原状回復しなければならない。

(支給貸与物品等)

第 28 条 受注者が業務履行のため必要とする物品で、発注者が支給及び貸与するものは、次に掲げるとおりとする。また、支給品について受注者は適正な使用及び保管に努めるものとする。

2 支給品

- (1) 電気、水道
- (2) 薬品（ポリ塩化アルミニウム、次亜塩素酸ソーダ等）
- (3) 燃料（重油）
- (4) 機器類の定期交換部品（V ベルト等）
- (5) 修理用材料及び塗料
- (6) 用紙及びインク等の記録計用消耗品
- (7) その他発注者が必要と認めるもの

3 貸与品

- (1) 保守点検用具、備付工具、測定器具
- (2) 業務遂行に必要な備品。ただし、事前に発注者の確認を得て使用すること。
- (3) 完成図書（マニュアル、機器取扱説明書、機器図面・配置図・系統図等の完成図書類）
- (4) その他発注者が必要と認めるもの

(受注者の費用負担)

第 29 条 次に掲げる費用及び物品については、受注者が負担する。

2 費用負担

- (1) 業務従事者の給料、手当、福利厚生費等の人件費
- (2) 通信環境整備及び維持管理費
- (3) 維持管理業務に係る保険費用
- (4) 発注者が支給又は貸与する物件以外で、業務に必要な費用

3 負担物品

- (1) 作業用被服類（作業服、作業靴、安全靴、軍手、雨合羽等）
- (2) 安全保護具（ヘルメット、救命胴衣、安全用ロープ、防塵マスク、防塵メガネ等）
- (3) 整備用品（ウエス、照明器具等）
- (4) 衛生用品（石鹼、マスク、アルコール消毒液、救急薬品等）
- (5) 生活用品（洗濯機、冷蔵庫、ロッカー、下足箱、什器等）
- (6) 事務用品（複写機、印刷機等）
- (7) 業務に係る事務用品（各種報告書用紙含む）

第5章 その他

(保険)

第30条 受注者は、施設損害賠償保険等、受注者が責を負うべき事由により生じた損害等に対応する保険に契約期間中継続して加入しなければならない。

2 受注者は、前項の保険契約締結後又は更新後速やかに、当該保険証書の写しを発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、保険の内容の全部又は一部を変更する場合は、事前にその内容を発注者に通知し、確認を得なければならない。

(契約期間終了後の取扱い)

第31条 受注者は、契約期間終了の3ヶ月前を目途に、契約期間終了後の本施設の維持管理方法について、発注者と協議を行うとともに、この契約の維持管理業務引き継ぎのため、次に掲げる事項について協力すること。

- (1) 維持管理業務全般に係る助言
- (2) 契約期間中の業務マニュアルの修正版の提出
- (3) その他必要と判断される事項

2 受注者は次期の同業務委託契約において、落札業者が貴社と異なる場合は、発注者と協力して研修及び引継ぎ等を行い速やかな業務の移行に協力すること。

(関係法令の遵守)

第32条 受注者は、業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(検査の実施)

第33条 受注者は、当月分の業務完了届をその翌月の指定された期日までに、各種報告書と併せて発注者に提出すること。

2 発注者は、受注者の業務の履行状況を確認するため、毎月検査を実施する。

- (1) 書類審査（報告書等）
- (2) 前号に掲げるもののほか、検査員の指示する事項

(業務遂行停止等に係る賠償)

第34条 受注者は、別紙3に基づく自らの責めに帰すべき事由による異常事態の発生又は計画外の業務遂行停止に起因して発注者が被った範囲の損害を、賠償しなければならない。

(支払方法)

第 35 条 維持管理業務の契約金額の支払いについては毎月払いとし、発注者は月毎に履行状況を
検査の上支払うものとする。検査完了後受注者から支払請求を受けた金額を翌月の 25 日までに
支払うものとするが、支払日が土曜日、日曜日又は休日の場合は繰り上げて支払うものとする。

(協議)

第 36 条 本仕様書について疑義が生じた場合、発注者と受注者で協議を行う。ただし、明示のな
い事項にあつては、発注者と受注者で協議を行い、業務の履行上、当然必要となる事項につ
いては、良識ある判断に基づいて履行すること。

(添付資料等)

第 37 条

- (1) 維持管理業務の範囲及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 1
- (2) 業務日及び業務時間・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2
- (3) リスク分担表・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 3
- (4) 岐阜市下水道区域（中部プラント位置図）・・・・・・・・別紙 4
- (5) 中部プラント平面図・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 5
- (6) 中部プラントの施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 6
- (7) 中部プラントの構造及び能力・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 7
- (8) 公害防止基準値等・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 8
- (9) 個人情報取扱特記仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 9
- (10) 各種点検表等・・・・・・・・・・・・・・・・様式第 2-1～2-6 号

別紙1 維持管理業務の範囲及び内容

| 業務場所 | 主要設備 |
|--------|--|
| | <p>以下の設備・機器において、保守点検業務及び運転操作監視業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 揚水ポンプ設備 2 スクリーン設備 3 最初沈殿池設備 4 反応槽設備 5 送風機設備 6 最終沈殿池設備 7 急速ろ過設備 8 次亜注入設備 9 放流設備 10 受電設備、自家発電設備、電気室 11 脱臭・消臭機器及び付属設備 12 受水槽設備及び付属設備 13 消防設備及び付属設備 14 遠方監視装置(上水道施設課所管の施設) |
| 中部プラント | <p style="text-align: center;">維持管理内容</p> <p>以下の設備・機器において、保守点検業務及び運転操作監視業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監視装置による全施設の監視及び操作 2 揚水ポンプ・スクリーン設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 流入汚水等の水量・水位に関する操作 (2) 揚水ポンプ・スクリーン設備の操作及び保守点検 3 最初沈殿池設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 沈殿物の引抜き操作及び設備等の保守点検 4 反応槽設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) DO、pH、MLSS等の測定及びそれに対処する操作 (2) 送風量の管理 (3) ポリ塩化アルミニウム添加設備の管理と操作 (4) 攪拌機及び付属設備の保守点検 5 送風機設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 送風機の操作及びフィルターの点検 6 最終沈殿池 <ol style="list-style-type: none"> (1) 汚泥界面の測定を毎日2回以上行うこと。 (2) 汚泥の引抜き操作及び付属設備の保守点検 7 急速ろ過・次亜注入・放流設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 放流水の水質管理と記録 (2) 次亜注入設備、UV計・全窒素全リン計器の管理及び操作 (3) 雑用水の作成 8 受電設備、自家発電設備、電気室 <ol style="list-style-type: none"> (1) 計器類の点検及び室内環境の管理 (2) 使用量の記録 9 脱臭・消臭機器及び付属設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 消臭剤噴霧設備と脱臭機の管理と操作 10 その他の業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各機器についての日常点検表と業務日誌の作成 (2) 薬品・雑用水・重油等の使用量の記録 (3) 各種手動ゲート操作 (4) 軽微な警報対応 (5) 停電、非常時等の対応 (6) 下水処理施設建物の施錠 (7) 警報発生時の内容確認及び緊急連絡(中部プラント) (8) 警報発生時の緊急連絡及びPC画面切替(上水道施設課所管施設) (9) その他、維持管理に関する軽微な作業 |

別紙2

業務日及び業務時間

維持管理業務

| 業務場所 | 業務時間 |
|--------|----------------------|
| 中部プラント | 土、日曜、祝日及び年末年始 24時間 |
| | 上記以外の日 PM5:00～AM9:30 |

年末年始は12月29日～1月3日の期間である。

リスク分担表

施設の維持管理業務に関するリスク分担は、下記のとおりとする。

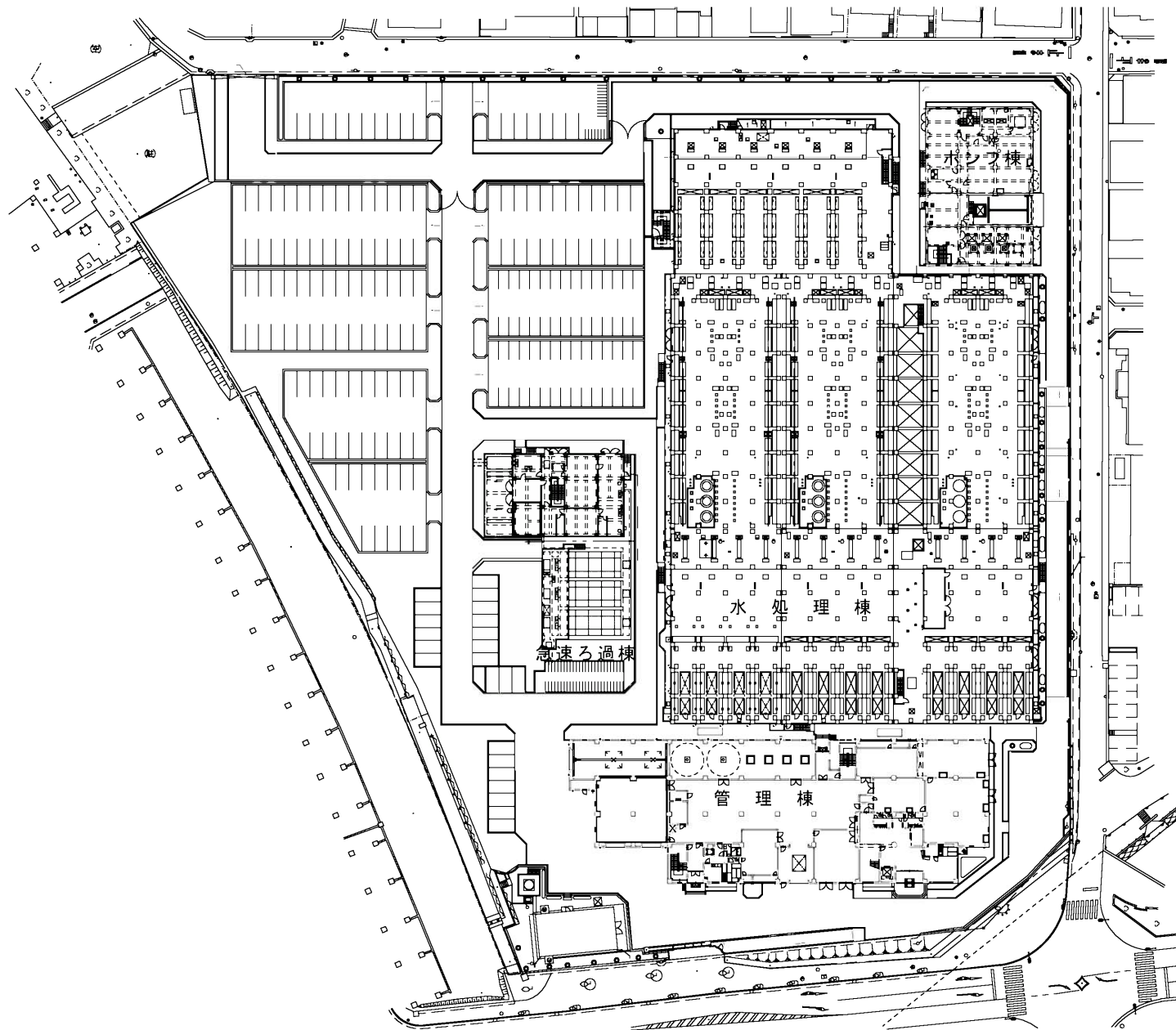
| | リスク項目 | リスク内容 | 分担 | |
|---------|-------------------------------|--|-----|-----|
| | | | 発注者 | 受注者 |
| 全期間共通 | 法令・制度の変更 | 法制度・税制度の新設、変更により業務の実施が変更または不可能となり、受注者の負担が増大する。 | ○ | |
| | 周辺住民への対応 | 受注者の業務計画等の不備により、住民からクレームがあった場合。 | | ○ |
| | 第三者賠償 | 受注者が実施する業務に起因しない、施設の劣化などにより事故が生じた場合。 | ○ | |
| | | 受注者が実施する業務に起因して、施設の損傷など事故等が生じた場合。 | | ○ |
| | 不可抗力 | 風水害・地震等の大規模災害による損害が大きく、業務実施が不可能となる時。 | ○ | |
| | | 風水害・地震等の大規模災害による損害が大きく、業務の変更が生じる時。 | ○ | |
| | 債務不履行リスク | 受注者の業務放棄、事業破綻によるもの。 | | ○ |
| 計画変更 | 業務条件の変更等 | ○ | | |
| 維持管理リスク | 運転不備 | 発注者の事由により、契約に規定する性能を維持するために改修が必要となった場合。 | ○ | |
| | 施設・設備の損傷 | 施設・設備の老朽化、劣化に起因するもの。 | ○ | |
| | | 受注者の維持管理業務に伴って発生した事故や火災等。 | | ○ |
| | 環境保全 | 受注者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化または法令等の規制基準の不適合に関するもの。 | | ○ |
| 維持管理費上昇 | 受注者が実施する業務により、維持管理コストが増大した場合。 | | ○ | |

上記以外のリスク項目及びリスク内容の詳細については発注者と受注者が協議し定める。

岐阜市下水道区域 中部プラント位置図



別紙 5



| | |
|-----------------------|-----------|
| 施設名 | 岐阜市中部プラント |
| 図面の名称 | 平面図 |
| 縮尺 | S=1/1200 |
| 日付 | 令和4年 3月 |
| 岐阜市上下水道事業部 施設課 中部プラント | |

別紙6

施設概要

| 名称 | 区分 | 所在地 | 敷地面積 | 計画処理能力 | 水処理方式 | 汚泥処理方式 | 放流先河川 | 運転開始年月日 |
|--------|----|--------|--------|-------------------------|----------------------------|-------------|-------|-----------|
| 中部プラント | | 祈年町4-1 | 2.20ha | 33,100m ³ /日 | 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過法 | 濃縮→脱水→北部へ搬送 | 新荒田川 | 昭和12年7月1日 |

非常用発電設備状況

| 名称 | 区分 | 自家発電機容量 (kVA) | 燃料タンク容量 (ℓ) | 運転可能時間 (h) |
|--------|----|---------------|-------------|------------|
| 中部プラント | | 875 | 7000 | 17 |

構造及び能力

中部プラント1

| | 名 称 | 構 造 又 は 形 式 | 形 状 寸 法 | 能 力 又 は 容 量 | 数 量 | 竣 工 年 月 日 |
|---------|-------------|----------------------|--|---------------------------|----------------|--------------|
| 水 | 流入管 | FRPM管・フューム管 | φ 1,350mm | | m | H22 |
| | 流入渠 | 鉄筋コンクリート造り | | 0.580 m ³ /sec | m | H22 |
| | スクリーン設備 | 連続式自動除塵機 | 目幅15mm, レーキ幅981mm | 3 m/min | 2 台 | H22 |
| | 主ポンプ | 立軸斜流渦巻ポンプ | φ 450mm, 75kW, 揚程10.5m | 31 m ³ /min | 3 台 | H22 |
| | 分配槽 | 鉄筋コンクリート造り | 5.3m × 4.0m × 2.4m | 51 m ³ | 1 槽 | H31 |
| | 最初沈殿池 | 鉄筋コンクリート造り, 矩形一方常流式 | 19.0m × 11.4m × 4.0m (2水路分) | 866 m ³ | 3 池 | H31 |
| | 生污泥ポンプ | 吸込スクリュウ付污泥ポンプ | φ 100mm, 2.2kW, 全揚程6.0m | 0.7 m ³ /min | 2 台 | H31 |
| | 反応槽 | 鉄筋コンクリート造り | 42.0m × 9.4m × 7.8m | 3,034 m ³ | 2 池 | H22 |
| | 反応槽 | 鉄筋コンクリート造り | 42.0m × 9.4m × 7.8m | 3,034 m ³ | 4 池 | H26 |
| | 処 | 凝集剤注入設備 | ポリ塩化アルミニウム | 油圧ダイヤフラム定量ポンプ 0.2KW | 0.06~0.6 L/min | 9 台 |
| 凝集剤注入設備 | | PE製立形定置式タンク | φ 1890 × 2050H | 5.0 m ³ | 9 槽 | H26 |
| 理 | 返送污泥ポンプ | 片吸い込み渦巻形スクリュウポンプ | φ 200mm, 7.5kW, 揚程6.0m | 4.1 m ³ /min | 4 台 | H22 |
| | 返送污泥ポンプ | 片吸い込み渦巻形スクリュウポンプ | φ 200mm, 7.5kW, 揚程6.0m | 4.1 m ³ /min | 2 台 | H26 |
| 施 | 送風機 | 高速電動機直結単段ターボブロワ(横軸型) | 250/200mm 86kW | 60 m ³ /min | 3 台 | H22 |
| | 最終沈殿池 | 鉄筋コンクリート造り, 矩形一方常流式 | 28.0m × 9.7m × 3.5m | 950.9 m ³ | 4 池 | H22 |
| | 最終沈殿池 | 鉄筋コンクリート造り, 矩形一方常流式 | 28.0m × 9.7m × 3.5m | 950.9 m ³ | 2 池 | H26 |
| | 放流管 | FRP管 | φ 1,200mm | | 45 m | H31 |
| 設 | 急速ろ過池 | 重力式上向流移床型砂ろ過池 | 5.0m × 10m × 5.1m | ろ過面積 40 m ² | 3 池 | H31 |
| | 急速ろ過池用スクリーン | 裏がき連続式自動除塵機 | 水路幅1,200mm, 深さ3,500mm, 目幅10mm, 取付角度60° | 3.6 m/min | 1 台 | H31 |
| | ろ過水槽 | 鉄筋コンクリート造り | 4.4m × 3.5m × 5.0m | 77 m ³ | 2 槽 | H31 |
| | ろ過水送水ポンプ | 片吸込渦巻ポンプ | φ 150mm, 5.5kW, 全揚程7.0m | 2.0 m ³ /min | 2 台 | H31 |
| | 消泡水ポンプ | 片吸込渦巻ポンプ | φ 65mm, 5.5kW, 全揚程7.0m | 0.5 m ³ /min | 2 台 | H22 |
| | 消泡水ポンプ | 片吸込渦巻ポンプ | φ 65mm, 5.5kW, 全揚程7.0m | 0.5 m ³ /min | 1 台 | H31 |
| | 洗浄排水槽 | 鉄筋コンクリート造り | 4.4m × 2.6m × 4.4m | 50 m ³ | 1 槽 | H31 |

中部プラント2

| | 名 称 | 構 造 又 は 形 式 | 形 状 寸 法 | 能 力 又 は 容 量 | 数 量 | 竣 工 年 月 日 |
|-----------------------|----------------------------|-------------------|--|---|-------------------|--------------|
| 水 処 理 施 設 | 洗浄排水ポンプ | 片吸込渦巻ポンプ | φ200mm, 11kW, 全揚程10m | 3.2 m ³ /min | 2 台 | H31 |
| | 急速ろ過棟床排水ポンプ | 水中汚水汚物ポンプ | φ65mm, 1.5kW, 全揚程10m | 0.3 m ³ /min | 2 台 | H31 |
| | 塩素混和池 | 長方形水路迂回流式 | 5.2m × 24.4m × 2.9m | 364 m ³ | 1 池 | H31 |
| | 放流渠 | FRP管 | φ800mm、φ1,000mm | | 63.1 m | H31 |
| | 滅菌設備 | 次亜塩素酸ソーダ | ディアヤフラム形ポンプ φ25mm, 0.2kW, 最大吐出圧力0.1MPa | 0.9 L/min | 3 台 | H31 |
| | 滅菌設備 | 立形定置式タンク | φ1815 × 2095H | 5.0 m ³ | 2 槽 | H22 |
| | 計量設備 | 潜水形電磁流量計 | DC 4-20mA | 0-4000 m ³ /h | 1 台 | H31 |
| | 余剰汚泥ポンプ | 片吸い込み渦巻形スクリュウポンプ | φ100mm, 1.5kW, 揚程4.0m | 0.8 m ³ /min | 4 台 | H22 |
| | 余剰汚泥ポンプ | 片吸い込み渦巻形スクリュウポンプ | φ100mm, 1.5kW, 揚程4.0m | 0.8 m ³ /min | 2 台 | H26 |
| | 汚 泥 処 理 施 設 | 余剰汚泥受槽 | 鉄筋コンクリート造り | 2.8m × 6.775m × 6.7m | 95 m ³ | 1 槽 |
| 余剰汚泥受槽 | | 鉄筋コンクリート造り | 3.2m × 6.775m × 6.7m | 100 m ³ | 1 槽 | H22 |
| 機械濃縮機 | | 回転円盤式濃縮機(ハニカム濃縮機) | スクリーンφ1000mm × 6枚 3.7kW | 10~20 m ³ /h 最大30 m ³ /h | 2 台 | H22 |
| 機械濃縮汚泥受槽 | | 鉄筋コンクリート造り | 3.85m × 3.075m × 6.185m | 50 m ³ | 2 槽 | H22 |
| 脱水汚泥受槽 | | 鉄筋コンクリート造り | 3.05m × 6.775m × 6.7m | 100 m ³ | 1 槽 | H22 |
| | | 鉄筋コンクリート造り | 2.8m × 6.775m × 6.7m | 95 m ³ | 1 槽 | H22 |
| 重力濃縮槽 | | 鉄筋コンクリート造り | φ6.3m × 4.0m | 125 m ³ | 1 槽 | H31 |
| 重力濃縮汚泥引抜ポンプ | | 一軸ねじ式汚泥ポンプ | φ100mm, 5.5kW, 吐出圧0.2MPa | 5.0~15.0 m ³ /h | 2 台 | H31 |
| 汚泥脱水機 | | 圧入式外筒回転型スクリュウプレス | スクリーンφ700mm 5.6kW | 550 kg-DS/h・台 | 2 台 | H22 |
| ケーキ貯留ホツバ | | 鋼板製角形カットゲート式(電動式) | | 12 m ³ | 2 台 | H22 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

中部プラント3

| 名 称 | | 構 造 又 は 形 式 | 形 状 寸 法 | 能 力 又 は 容 量 | 数 量 | 竣 工 年 月 日 |
|------------------|------------|---------------------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------|--------------|
| 共 通 施 設 | 管理・機械棟 | 鉄筋コンクリート造り 地下1階 地上4階 延べ面積 7038.74㎡ | 中部プラント事務室・監視操作室 | 3,274.70 m ² | 1 棟 | H22 |
| | | | 電気室 | | | |
| | | | 汚泥受槽室・汚泥機械濃縮機室 | | | |
| | | | 汚泥脱水機室・脱水汚泥搬出室 | | | |
| | ポンプ棟 | 鉄筋コンクリート造り 地下2階 地上2階 | スクリーン室・ポンプ室・電気室 流入渠・ポンプ井 | 1,440.81 m ² | 1 棟 | H22 |
| | 水処理棟 | 鉄筋コンクリート造り 地下1階 地上2階 | 反応槽・最終沈殿地 | 4,313.44 m ² | 1 棟 | H22 |
| | | | 送風機室・送泥ポンプ・薬注タンク | | | |
| | | 鉄筋コンクリート造り 地下1階 地上2階 | 反応槽・最終沈殿地 送泥ポンプ・薬注タンク | 3,350.45 m ² | 1 棟 | H26 |
| | 急速ろ過棟 | 鉄筋コンクリート造り 地下1階 地上1階 | 最初沈殿池・送泥ポンプ | 1,507.60 m ² | 1 棟 | H31 |
| | | | 急速ろ過池・送水ポンプ | | | |
| 受変電設備 | | | 3φ, 6.6kV, 60Hz | 700 kVA | 1 式 | H8.3.15 |
| 自家発電設備 | ガスタービン機関 | 定格電圧6,600V, 周波数60Hz | 875 kVA | 1 台 | H8.3.15 | |
| 脱臭設備 | スクリーン設備用 | 腐植質脱臭剤, 活性炭吸着 | 角形定置式W1,700mm×L1,700mm×H3,800mm | 33 m ³ /min | 1 台 | H22 |
| 脱臭設備 | No.1水処理設備用 | 腐植質脱臭剤, 活性炭吸着 | 角形定置式W1,800mm×L3,700mm×H3,800mm | 80 m ³ /min | 1 台 | H22 |
| 脱臭設備 | No.2水処理設備用 | 腐植質脱臭剤, 活性炭吸着 | 角形定置式W3,500mm×L3,750mm×H3,650mm | 156 m ³ /min | 1 台 | H26 |
| 脱臭設備 | 汚泥処理設備用 | 腐植質脱臭剤, 活性炭吸着 | 角形定置式W1,700mm×L3,350mm×H3,759mm | 36 m ³ /min | 1 台 | H22 |

公害防止基準値等

①放流水質基準

| 項目 | 単位 | 基準値 |
|-------|-------------------|---------|
| | | 中部プラント |
| COD | mg/l | 20 |
| T-N | mg/l | 15 |
| T-P | mg/l | 1.5 |
| pH | - | 5.8~8.6 |
| BOD | mg/l | 15 |
| SS | mg/l | 40 |
| 大腸菌群数 | 個/cm ³ | 3000 |

*岐阜県告示第437号で示された総量規制基準

②悪臭測定基準(敷地境界)

| 項目 | 単位 | 基準値 |
|-----------|-----|-------|
| アンモニア | ppm | 1 |
| 硫化水素 | ppm | 0.02 |
| メチルメルカプタン | ppm | 0.002 |
| 硫化メチル | ppm | 0.01 |
| 二硫化メチル | ppm | 0.009 |

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、岐阜市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 受注者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあつては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

第4 受注者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

(廃棄等)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等

を複製し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第11 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告)

第13 受注者は、この契約の履行について、発注者に定期的に報告しなければならない。

2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第14 受注者は、この契約による事務については、再委託をしてはならない。ただし、発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、発注者に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

第16 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は受注者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

第17 発注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、受注者及び再委託先(再々委託先を含む。)の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

第18 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19 受注者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定めにしたがった取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。

各種点検表等

| 業務場所 | 名称 | 枚数 | 様式 |
|--------|--------------|----|-------|
| 中部プラント | 1 勤務計画表 | 1 | 第2-1号 |
| | 2 勤務実績表 | 1 | 第2-2号 |
| | 3 作業計画書 | 1 | 第2-3号 |
| | 4 業務日誌 | 1 | 第2-4号 |
| | 5 日常点検表 | 1 | 第2-5号 |
| | 6 上水道施設警報連絡表 | 1 | 第2-6号 |

様式第2-3号

令和 年 月

下水道終末処理場維持管理業務委託(その2) 作業計画書

中部プラント

受注者名

| 日 | 曜日 | 作業内容 | 備考 |
|----|----|------|----|
| 1 | 日 | | |
| 2 | 月 | | |
| 3 | 火 | | |
| 4 | 水 | | |
| 5 | 木 | | |
| 6 | 金 | | |
| 7 | 土 | | |
| 8 | 日 | | |
| 9 | 月 | | |
| 10 | 火 | | |
| 11 | 水 | | |
| 12 | 木 | | |
| 13 | 金 | | |
| 14 | 土 | | |
| 15 | 日 | | |
| 16 | 月 | | |
| 17 | 火 | | |
| 18 | 水 | | |
| 19 | 木 | | |
| 20 | 金 | | |
| 21 | 土 | | |
| 22 | 日 | | |
| 23 | 月 | | |
| 24 | 火 | | |
| 25 | 水 | | |
| 26 | 木 | | |
| 27 | 金 | | |
| 28 | 土 | | |
| 29 | 日 | | |
| 30 | 月 | | |
| 31 | 火 | | |

平日

様式第2-4号

| 令和 4年 月 日 曜日 | | 所長 管理監 係長 係員 | | | |
|-------------------------------|--|--------------|--|--|--|
| 天候 | | | | | |
| 日勤【作業内容等】 | | 昼間勤務者 | | | |
| 作業 複数行にわたる場合は、番号を消して、詰めない。 | 1 巡回点検及び水質測定 | | | | |
| | 2 曜日点検 | | | | |
| | 3 | | | | |
| | 4 | | | | |
| | 5 | | | | |
| | 6 | | | | |
| | 7 | | | | |
| | 8 | | | | |
| | 9 | | | | |
| | 10 | | | | |
| | 11 | | | | |
| | 12 | | | | |
| | 13 | | | | |
| | 14 | | | | |
| | 15 | | | | |
| | 16 | | | | |
| | 17 | | | | |
| | 18 | | | | |
| | 19 | | | | |
| | 20 | | | | |
| | 21 | | | | |
| | 22 | | | | |
| | 電子マニフェスト確認、印刷 <input type="checkbox"/> | | | | |
| 搬出 | 脱水ケーキ t 車 / 【翌日】ケーキ搬出 車 | | | | |
| | スクリーンかす t | | | | |
| 物品入荷 | PAC kl 次亜塩 kg 高分子 kg ポリ鉄 kg | | | | |
| | | | | | |
| 引継ぎ事項 (緊急連絡) (苦情連絡) | 1 | | | | |
| | 2 | | | | |
| | 3 | | | | |
| | 4 | | | | |
| | 5 | | | | |
| | 6 | | | | |
| | 7 | | | | |
| | 8 | | | | |
| | 9 | | | | |

平日

| 夜間日誌 | | 所長 | 管理監 | 係長 | 係員 |
|---------------------------|---|----|-------|----|----|
| 令和 4年 | 月 | 日 | 曜日 | | |
| 夜勤【作業内容等】 | | | 夜間勤務者 | | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 中部プラント緊急呼出者、呼出内容 | | | | | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 引継ぎ事項 (緊急連絡) (苦情連絡) | 1 | | | | |
| | 2 | | | | |
| | 3 | | | | |
| | 4 | | | | |

日常点検表

2-(1)-ア
(J1)31・16・04・24(ア)

令和4年

月 日 曜日

天候

| | | 所長 | 管理監 | 係長 | 係員 | 係員・当日夜 正 副 | 係員・当日昼 正 副 | 係員・前日夜 正 副 | |
|---|--------------------------|---------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------------|--------------------------|--|--------------------------|
| 時刻 | 前日 | 6時 | 8時 | 10時 | 13時 | 16時 | 18時 | 24時 | |
| 天候 | | | | | | | | | |
| 流入 | 揚水量 m ³ /h | OPS | | | | | | | |
| | 流入渠水位 m | | | | | | | | |
| 受電設備 | 電圧 kV | R-S | | | | | | | |
| | 電力 kW | | | | | | | | |
| | 電流 A | R相 | | | | | | | |
| | 力率 % | | | | | | | | |
| | トランス温度 °C* | | | | | * | | | |
| | 室温 °C* | | | | | * | | | |
| 放流 | COD mg/ℓ | | | | | | | | |
| | 処理水量 m ³ /h | | | | | | | | |
| | 採水P電流 A* | | | * | | | | | |
| | 残塩 mg/ℓ* | | | | | * | | | |
| 次亜注入率 mg/ℓ* | | | | | * | | | | |
| 操作室温度 °C | | | | | | | | | |
| 上水 残塩モニター | 土日祝 | | | | | | | | |
| 管 理 棟 | | | | | | | | | |
| 受水槽室 | <input type="checkbox"/> | 消火栓ポンプ室 | <input type="checkbox"/> | 搬出入室 | <input type="checkbox"/> | 次亜タンク(kg) | | | |
| 電気室 1、2、3 | <input type="checkbox"/> | 換気機械室 1、2 | <input type="checkbox"/> | | | No.1 | No.2 | | |
| 地 下 管 廊 | | | | | | | | | |
| 最初沈澱池 | <input type="checkbox"/> | 反応槽 | <input type="checkbox"/> | 最終沈澱池 | <input type="checkbox"/> | 前日 | | | |
| 急速ろ過 | <input type="checkbox"/> | | | | | 当日 | | | |
| 水 処 理 棟 | | | | | | | | | |
| 送風機室/ハンディPC | <input type="checkbox"/> | 脱臭機 | <input type="checkbox"/> | 送風機フィルター室 | <input type="checkbox"/> | 前日 | | | |
| 最初沈澱池 | <input type="checkbox"/> | 反応槽 | <input type="checkbox"/> | pH計・ORP計 KCL溶液 | <input type="checkbox"/> | 当日 | | | |
| 最終沈澱池 | <input type="checkbox"/> | 屋上換気ファン室 東・西 | <input type="checkbox"/> | 残量確認 | <input type="checkbox"/> | 使用 | | | |
| ポ ンプ 棟 | | | | | | | | | |
| 流入ゲート室/搬出入室 | <input type="checkbox"/> | 資材倉庫/ハンディPC | <input type="checkbox"/> | 地下スクリーン室 | <input type="checkbox"/> | 雑用水使用(井戸揚水量)(m ³) | | | |
| 電気室 | <input type="checkbox"/> | 換気機械室 1、2 | <input type="checkbox"/> | スクリーンかす搬出室 | <input type="checkbox"/> | 当日 | | | |
| 揚水ポンプ室 | <input type="checkbox"/> | 揚水ポンプ中間軸受室 | <input type="checkbox"/> | 揚水ポンプ地下2階室 | <input type="checkbox"/> | 前日 | | | |
| 急 速 ろ 過 ・ 塩 素 混 和 池 棟 ・ 水 質 計 器 室 ・ 放 流 口 | | | | | | | | | |
| ゲート室 | <input type="checkbox"/> | 電気室 | <input type="checkbox"/> | 次亜設備 計 U 計 V | 動作確認・異常 | <input type="checkbox"/> | 自家発 | 運転 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | |
| 空気圧縮室 | <input type="checkbox"/> | 次亜塩注入室 | <input type="checkbox"/> | | 液漏れ | <input type="checkbox"/> | | 継電器表示確認 | <input type="checkbox"/> |
| 屋外 | <input type="checkbox"/> | 換気機械室 | <input type="checkbox"/> | | 落ち口確認 | <input type="checkbox"/> | | 防油堤 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | |
| 急る分離機内部清掃 | | 全 室 素 全 り ん 計 | 試薬、アラーム確認 | <input type="checkbox"/> | 計 U | 試料水槽・網清掃 | <input type="checkbox"/> | 排水 排水 <input type="checkbox"/> 弁閉 <input type="checkbox"/> | |
| 1系:月、2系:火、3系:水 | 1系 | | 2系 | 3系 | 計 V | アラーム確認 | <input type="checkbox"/> | タンク・配管等漏れ | |
| ※急る休止時は翌日 | <input type="checkbox"/> | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | | | | ラバリアン液位確認 | |
| 最終実施日 | | | | | | | | 放流口外観点検 | |
| | | | | | | | | その他 0 | |

| ポリ塩化アルミニウム (PAC) | 前日 | 1-1 (1) | 1-2 (2) | 1-3 (3) | 2-1 (4) | 2-2 (5) | 2-3 (6) | 3-1 (7) | 3-2 (8) | 3-3 (9) | PAC 使用(kg) |
|------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------------------------|
| | 当日 | | | | | | | | | | |
| 使用 | | | | | | | | | | | ストローク 変更無 |
| PAC注入ポンプ | kg/min | kg/min | kg/min | kg/min | kg/min | kg/min | kg/min | kg/min | kg/min | kg/min | |
| 注入量/ストローク | mm | mm | mm | mm | mm | mm | mm | mm | mm | mm | <input type="checkbox"/> |

| 終沈汚泥界面 | 時刻 | 1-1 | 1-2 | 2-1 | 2-2 | 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 5-1 | 5-2 | 6-1 | 6-2 |
|-----------------|------|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| | 8:00 | | | | | | | | | | | | |
| 16:00 | | | | | | | | | | | | | |
| 終沈流入ゲート開度 | | → | | → | | → | | → | | → | | → | |
| りんバックテスト(13:00) | | mg/L | | mg/L | | mg/L | | mg/L | | mg/L | | mg/L | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | |

(注)10時及び18時の巡回時、電圧・電流は三相とも確認し、R-S、R相を記入する。

